

鹿児島県土木部工事監査要領

(趣旨)第1条

この要領は、土木部及び商工労働水産部(漁港漁場課に限る。)が施行する工事及び委託業務(以下「工事」という。)に係る監査(以下「工事監査」という。)について必要な事項を定める。

(工事監査の対象)第2条

工事監査は、工事の適正かつ円滑な執行を確保するため、工事の計画・設計、積算、入札・契約、施工及び供用開始手続き等について行う。

(工事監査計画)第3条

総括工事監査監は、工事監査にあたり、あらかじめ工事監査計画を策定する。

2 工事を施行する所属の長(以下「工事発注者」という。)は、前項の工事監査計画の策定に必要な工事発注計画書を総括工事監査監に提出しなければならない。

(工事監査の実施)第4条

工事監査は、前条第1項の工事監査計画に基づいて実施する。ただし、総括工事監査監が必要と認めたときは、随時、行うことができる。

2 工事監査は、総括工事監査監及び総括工事監査監から工事監査の執行を命ぜられた者(以下「工事監査員」という。)が行う。

3 工事発注者は、工事監査に必要な関係書類を提出するものとする。

4 工事監査員は、工事監査の結果必要があると認めたときは、工事発注者に対し指導及び指示を行うものとし、重要な事項については総括工事監査監と協議のうえ処理する。

(工事監査結果の復命)第5条

工事監査員は、工事監査が終了したときは、工事監査結果を別に定める様式により、速やかに総括工事監査監に復命しなければならない。

(工事監査の事後処理)第6条

総括工事監査監は、工事監査の結果必要があると認めたときは、別に定める様式により工事発注者に対し指導及び指示を行い、工事発注者はそれに対して行った処理について報告するものとする。

(工事監査結果の公表)第7条

総括工事監査監は、工事監査の結果を年度毎に取りまとめ、参考となる事項を関係者に公表するものとする。

(雑則)第8条

この要領に定めるもののほか、工事監査の実施について必要な事項は別に定める。

(附則)

- 1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 土木部工事監査要領(平成7年3月16日改正)は、廃止する。